

岩手県告示第2号

県勢功労者顕彰規則（昭和55年岩手県規則第8号）第2条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となるものを、令和2年12月15日次のとおり顕彰した。

令和3年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	功 勞
甘竹 秀雄	食品製造業の付加価値向上や地産地消の推進等に尽力し、商工業の振興や産学官連携の進展に貢献された。
三田地 宣子	労働争議の調整等に努め、労使関係の安定促進に尽力するとともに、本県の法学教育の振興に貢献された。
加藤 綱男	岩手県調理師会会長等として、調理師の資質向上や後進の指導育成等に尽力し、県民の食生活の向上と健康増進に貢献された。
中村 慶久	岩手県立大学学長として、地域の中核人材育成等に努め、本県の高等教育の振興に尽力するとともに、東日本大震災津波の発災後、地域協働の取組の推進を通じて、地域振興に貢献された。
八重樫 勝	教育分野における東日本大震災津波からの復旧・復興や教職員の資質の向上等に尽力し、本県教育の振興に貢献された。
山田 俊和	「平泉の文化遺産」の世界遺産登録の実現に尽力するとともに、東日本大震災津波の発災後、物心両面からの災害支援を通じて、復旧・復興に貢献された。